

宿泊事業者事業継続支援事業補助金
(宿泊事業者による前向きな事業継続への支援事業)

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により需要が落ち込んだ県内宿泊旅行業の回復を支援するため、宿泊事業者が感染拡大防止策の強化等前向きな事業継続に取り組む費用を補助し、新たな観光需要の創出に向けた取組を支援します。

2 補助対象期間 令和2年5月14日(木)から令和3年12月31日(金)まで
(募集期間：募集開始から令和3年11月30日(火)まで)

3 補助対象者

旅館業法第3条1項により兵庫県知事(保健所を設置する市にあっては市長)の許可を受けている者

※風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は除く

- ・ 1施設あたり、申請は1回限りです。
- ・ 1事業者が県内に複数の施設を有する場合、施設ごとに申請してください。
なお、申請数に上限はありません。
- ・ 県内に施設を有する場合には、県外の宿泊事業者も対象となります。
(主たる事業所が県外にあっても、県内にある施設は対象になります)

4 補助金の額(補助率)

(1) 令和2年5月14日(木)から令和3年6月8日(火)までの期間に実施及び支払いが完了した経費

区分	補助率
①大規模施設(100室以上) ②中規模施設(31~99室) ③小規模施設(1室~30室)	①~③の施設規模にかかわらず、 補助対象経費の1/2以内

(2) 令和3年6月9日(水)から令和3年12月31日(金)までの期間に実施及び支払いが完了した経費

区分	補助率
①大規模施設(100室以上) ②中規模施設(31~99室) ③小規模施設(1室~30室)	①補助対象経費の3/5以内 ②補助対象経費の2/3以内 ③補助対象経費の3/4以内

(3) (1)に記載する期間に実施し、(2)に記載する期間に支払いが完了した場合は、(2)の補助率を適用する

※ 令和2年5月14日(木)から令和3年6月8日(火)までに実施し、令和3年6月9日(水)以降に支払いを行った場合は、令和3年6月9日(水)以降の補助率が適用されます。

5 補助対象経費の限度額

規模に関係なく1施設あたり一律、総額10,000千円

ただし補助対象経費の下限は、100千円

※ 補助対象経費は、消費税を除いた金額となります。

※ 補助対象経費の算出にあたり1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とします。

【参考例】

- ① 各規模施設が令和2年5月14日以降、令和3年6月8日までに実施・支払した12,000千円の補助対象経費について

補助額：10,000千円×1/2 = 5,000 千円 *2,000千円分は対象外

- ② 各規模施設が令和3年6月9日以降、令和3年12月31日までに実施・支払する14,000千円の補助対象経費について

補助額：大規模 10,000千円×3/5 = 6,000 千円
中規模 10,000千円×2/3 = 6,666 千円 *4,000千円は対象外
小規模 10,000千円×3/4 = 7,500 千円

- ③ 各規模施設が令和2年5月14日以降に実施・支払した6,000千円、令和3年6月9日以降、令和3年12月31日までに実施・支払する6,000千円補助対象経費について

補助額：4,000千円×1/2 + 大規模6,000千円×3/5 = 5,600 千円
中規模 6,000千円×2/3 = 6,000 千円
小規模 6,000千円×3/4 = 6,500 千円

※ 10,000千円のうち6,000千円について、令和3年6月9日以降、令和3年12月31日の補助対象経費を申請した場合

6 補助対象経費

補助 対象 経費	<p>① 宿泊施設内の感染症拡大防止のために整備する設備の導入にかかる経費 (例) CO2 濃度測定器 サーモカメラ 換気扇、天井扇（シーリングファン）、空気清浄機、空気清浄機付エアコン サーキュレーター 飛沫感染防止アクリル板、透明ビニールカーテン、パーテーション 自動消毒液噴霧器（ノータッチ式ディスペンサー） 人感センサー付き照明器具 非接触体温計 機能水生成器 殺菌・消毒用機器 料理提供方法変更のために必要となる食器類 立ち位置表示用のプレート 繰り返し使うことができる個人防護具（布マスク、フェイスシールド等）</p> <p>② ワークーションの受入環境整備費用 (例) ワークーションスペースを用意するための改修 無線LANの整備、食事スペースの改修 テーブル・什器等の購入費用</p> <p>③ 非接触チェックインシステム、キャッシュレス決済等導入費用 (例) 接触チェックインシステム キャッシュレス機器 オンライン決済システム キーレスシステム</p> <p>④ 専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費</p> <p>【共通経費】 上記①～③を整備するための改装・改修等の工事費 リース等により導入した場合の初期導入費 リース等により導入した場合の補助対象期間内のリース料</p>
----------------	--

7 補助対象外経費

以下の経費は、補助金の対象経費にはなりません。

(1) 制度的重複

他の補助制度等と重複する経費は対象外です（国や地方自治体を実施する同種の事業で、同一経費（同一の領収書等）を用いた重複申請はできません）

（例）宿泊施設における感染防止対策のための設備整備事業、がんばるお店・お宿応援事業、中小企業の新事業展開への支援事業等

(2) 購入物品・備品等

- ・ 消耗品にかかる経費
（例）使い捨ての個人防護具（使い捨てマスク、ゴム手袋等）、消毒液、手洗い用洗剤、使い捨て容器 等
- ・ 広告宣伝にかかる経費
（例）ポスター・チラシ、のぼり旗、ネット等の制作、印刷、媒体費
- ・ 中古品の購入費
- ・ 収入印紙、切手、葉書、レターパック等換金性があるもの

(4) その他

- ・ 補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税
- ・ 補助対象経費の振込手数料（代引手数料を含む）
- ・ 購入物品、備品にかかる送料
- ・ 補助金申請のための書類作成・送付に係る費用
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 電話加入権、電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 商品券・プリペイドカード等の金券及び小切手・手形・仮想通貨・クーポン・ポイント等での支払い
- ・ 各種保険料・車検料
- ・ 事務所等にかかる家賃、駐車場代、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 従業員の給与、役員報酬等
- ・ 公租公課
- ・ 上記のほか、本補助金対象経費として不適切と認められる経費

8 補助対象期間

令和2年5月14日（木）以降、令和3年12月31日（金）までに実施・完了（発注・納品・工事完了・支払等の行為）した事業に要した経費です。

※ 実施とは物品等購入においては発注から納品、支払完了までを意味し、改修・改装工事等においては、工事発注から工事及び支払完了までを意味します

<補助事業期間と補助の対象範囲>

